

第5項 ふるさとのみどりの保全

練馬区は23区の中でもみどり豊かな区です。練馬区のみどりを代表するのは、練馬大根やキャベツから連想される農地とそれを取りまく雑木林や屋敷林です。しかし、昭和の高度経済成長に伴い練馬区への人口流入が激しくなり、こうした土地の宅地転用が進みました。市街化が進む中、ふるさを象徴する農地や樹林地を保全するために、様々な施策を実施してきました。

(1) 憩いの森・街かどの森制度

土地所有者のご協力を得て、練馬区内に残る貴重な樹林地の保全を図りながら、憩えるスペースとして区民の皆さんに開放しているのが憩いの森・街かどの森です。それぞれの樹林の特徴を活かしながら、自然への影響を最小限におさえた整備をしています。

憩いの森は1,000㎡以上、街かどの森は300㎡以上1,000㎡未満を基準としており、土地所有者と5年間または20年間の無償貸借契約を結び、期間満了ごとに更新しています。貸付けられた土地は、都市計画税、固定資産税が非課税になります。

平成23年4月1日現在、憩いの森は42か所104,534㎡、街かどの森は7か所4,016㎡となっています。

(2) 保護樹木・樹林

貴重なみどりを保護するために、幹の直径が50cm以上の樹木を保護樹木、面積が300㎡以上の樹林を保護樹林に指定しています。平成23年4月1日現在、1,388本を保護樹木に、76か所(208,100㎡)を保護樹林に指定しています。

(3) 特別緑地保全地区

都市における良好な自然環境を守るため、都市緑地法にもとづき練馬区では、初めての特別緑地保全地区として、平成18年11月、早宮3丁目に「早宮けやき特別緑地保全地区」を定めました。また、屋敷林としても平成20年1月に練馬区指定天然記念物に指定しました。